# 新時代の資金決済ー電子手形

広告

後援／経済産業省、日鐵商事株式会社、JFE商事株式会社
協賛／日本電子債権機構(JEMCO)

日本経済は、世界同時不況からの自律的回復に至っておらず、企業経営を取り巻く環境は一層厳しいものがあると言われるが、08年12月に施行された電子手形債権法は、中小企業の資金調達の円滑化という点では大きなメリットがある。産業界の中で、鉄鋼業界では他業界に先駆けて電子手形の導入が進んでいることを踏まえ、このほど「鉄鋼業界における新たな資金決済ニーズの動きについて～他業界に先駆けた電子手形の活用」と題したセミナーが都内で開催された（主催＝鉄鋼新聞社、協賛＝日本電子債権機構・JEMCO、後援＝経済産業省、日鉄商事、JFE商事）。将来、企業間決済の中心となることが有望視される電子手形の現状と展望、さらには普及に向けた課題などについて、示唆に富む講演が行われ、議論が交わされた。

## 基調講演

## 電子記録債権制度の特徴と魅力

仁科 秀隆氏
中村・角田・松本法律事務所弁護士

### いいとこどりの金融技術

### 自由譲渡性、安全性を確保

電子記録債権制度創設の背景には、手形制度の限界に加え、手形に代わる集合将来債権譲渡担保や一括ファクタリングなど、各種手形レス制度にも限界があり、それを乗り越える必要があったという歴史がある。手形は債権を手形（券面）に表すことで可視化した功績のある金融技術だが、保管や運搬に伴うコストや紛失・盗難リスクがあることに加え、分割して譲渡ができないといった限界がある。従い、最近では利用が著しく減少している。一方でいわゆる一括ファクタリングなどは、下請法上は適法性が認められるものの、法制面の後押しがないことからくる限界として、将来債権の譲渡の有効性など、新たな理論的問題を生じさせた。

電子記録債権、いわゆる電子手形は、二重譲渡の可能性を排除するなど従来の債権の弱点を払拭し、手形の良さは残しつつも手形の不便さを解消したものであり、かつ、他制度との関係でも論点を生じさせない明確性もある（下請法や税法上の扱いも明確）。いわば「いいとこどり」をした金融技術である。

電子手形は記録原簿に必要な情報を登録することになっており、言い換えれば、記録原簿を見れば、債権の内容や一生（履歴）を把握することができるのが特徴だ。

債権者側から見れば、発生記録により簡易に債権が発生し、譲渡も分割譲渡も可能。割引による資金化も手形以上にやりやすい。また一方で、債務者側から見ても、発生記録により簡易に債務が発生し、支払保護の制度もある。そして何よりも、自由譲渡性は確保しつつ、債権者になるのは記録機関が認めた（記録機関に登録された）者のみという安心感がメリットとしては大きい。

現在、JEMCO（日本電子債権機構）が電子債権の記録機関として指定されているが、JEMCOは請求代行のサービスも行っている。これは請求代行者（JEMCO）が請求の正確性をチェックするもので、インプットミスなどのケアレスミスを含めて法律より踏み込んで記録の正確性を維持する、という利点がある。

さらにJEMCOは電子手形の買取サービスも行っている。これは、三菱東京UFJ銀行による買取を利用すれば債権発生同日の資金化を可能とするものである。もちろん、他の銀行でも資金化が可能な仕組みとなっている。

## ご挨拶

葛岡 制紀氏
経済産業省製造産業局鉄鋼課課長補佐

電子債権は、あらゆる金銭債権の発生・譲渡・消滅を電子的に管理することを可能とするものであり、債権譲渡を容易にすることで、企業が有する売掛債権や、金融機関が有するローン債権の流動性を高めることが出来ると言われている。わが国の企業は不動産に匹敵する量の売掛債権を有しているが、不動産担保による借入に比べ、売掛債権を活用した資金調達の道は限られているのが以前からの課題だった。

経済産業省としても、平成15年から不動産担保や個人保証のみに依存するのではなく、売掛債権などの事業資産の適切な評価により、経済環境や金融情勢の変化に影響されにくい、適時安定的な資金調達を促進する観点から、電子債権システムの構築、電子債権を活用したビジネスの可能性やインフラなどのあり方の研究を進めるとともに、企業や金融機関の協力を得て、電子手形の実証実験なども行ってきた。その結果、債権を電子的に取り扱うことが中堅・中小企業や地域金融にとっても大変有効であるとの結果も得ている。

また、この間には、金融庁や法務省でも金融や法制の面からの検討がなされ、平成19年に電子記録債権法が制定されるなど、電子決済の利用ができる環境整備も図られてきた。

中小企業等の資金調達の円滑化を図っていくため、企業間の新たな支払い方法として電子記録債権（いわゆる電子手形取引）への期待は大きい。鉄鋼業における産業金融の新しいインフラを築いていくものとも言え、わが国鉄鋼業界にかかわっている事業者の足腰を強くしていくものと大いに期待している。

### 資金調達の円滑化に期待

## セミナー

# 鉄鋼業界における新たな資金決済ニーズの動きについて

## ー他業界に先駆けた電子手形の活用ー

《パネリスト》
日鐵商事財務部長　吉永 茂弘氏
JFE商事財務室課長　白石 朋也氏
三菱総合研究所事業企画本部企画グループリーダー　榎本 亮氏
中村・角田・松本法律事務所弁護士　仁科 秀隆氏
《オブザーバー》
経済産業省製造産業局鉄鋼課課長補佐　葛岡 制紀氏
《コーディネーター》
日本電子債権機構取締役企画部長　上原 高志氏

吉永氏

白石氏

榎本氏

上原氏

## パネル討論

### 電子手形がもたらす中小企業の資金調達円滑化とその法的安定性

上原　利用者の立場で利用する取引先が多数あり、比較的スムーズにご理解頂けたと思っているのが最適だと考えているが、今の商慣行を踏まえると紙を全廃するのは難しい。フアックスとウェブを併用されて、普段はウェブ上で活用されるが、ファックスも確認のために届いているなど、当面は使いやすさの面で工夫を加えていく。

白石　当社は債権管理の全てを本社で行っているわけではない。現在、電子決済サービスの状況をウェブ上で見ることができるのは、最大6名まで。閲覧できる人数を増やすなどの対策はあってもよいのではないか。

上原　昨年8月からサービスを開始しているが、追加開発で今年3月までに第5次開発まで進めている。4月5日からは20名までの登録が可能となった。債権管理の面でも、データをダウンロードできるようにするなど絶えず改良を加えている。今後もユーザーからの色々な意見をいただけれぼと思う。

最後に、今後電子手形の普及に向けた課題や期待などについて皆さんに一言ずついただきたい。

吉永　電子手形の普及は、内容をユーザーに理解してもらい、利便性を感じてもらえるかにかかっている。

白石　鉄鋼業界だけでなく他業界でも電子記録債権の普及が広まっていけば、より顧客の理解が進むと思う。

榎本　電子記録債権は、新たな資金供給のスキームとして、非常に有望だ。地域経済の活性化にも大いに役立つと思う。

仁科　手形は普及しているが、手形法を真剣に見たことはあまりないのでは。電子記録債権についても、商慣行として確立していけばユーザーからの理解はより深まると思う。

葛岡　電子記録債権については、我々も非常に関心を持っている。やはり安全、安定、利便性を感じないとなかなか根付かないだろう。魅力はあるのだろうが、いかに理解され、導入されるか。関係者同士が綿密な情報交換等を行いながら進めていくことが重要なことと思われる。鉄鋼業界を担当する立場として、経済産業省としても可能な限りご支援したい。

上原　電子手形は従来の手形以上の利便性が求められているということは痛感する。今後、皆さんのご協力、ご意見をいただきながら当社としても追加的に色々な使い勝手、機能を増やしていく。まずは皆さんも見ていただき、触れていただくことから参加していただければと思う。

### お客様の利便性拡大（吉永氏）

### 登録機関との2者間契約（白石氏）

### 地銀も続々と参加へ（榎本氏）

### 関係者の情報交換密に（葛岡氏）

### 取扱い、より簡単に（吉永氏）

### 要望聞き、常に機能改善（上原氏）

上原　法律上はウェブでやるのが最適だと考えているが、今の商慣行を踏まえると紙を全廃するのは難しい。フアックスとウェブを併用されて、普段はウェブ上で活用されるが、ファックスも確認のために届いているなど、利用者の立場で電子手形をどう評価されているのか。また、地銀の取り組み状況などを伺っていきたい。

吉永　当社は手形の偽造や盗難を回避するため、数年前から手形レス化を志向して、期日現金払いや一括支払い信託、ファクタリングをお取引先にお願いしてきた。ピーク時に月間2千枚あった手形は500枚まで落ちたが、一括信託、ファクタリングは回し手形ができないなど資金調達の上での利便性が低く、お客様の使い勝手の点で手形レス化には限界もあった。

電子手形は手形と全く同じ機能を持ち、保管、運搬、持ち込みなどの手間が省ける。手形と違って分割割引や分割譲渡も可能で、お客様の利便性が高いことが分かったため、当社は全面的に手形を廃止して、電子手形に移行することにした。

白石　当社は既に20回説明会を行い、300社超の取引先にご参加頂いたが、一括支払信託やファクタリングを仁科　電子手形は色々な制度のいいところどりで、自由譲渡性も明確に認められている。下請法上は手形以上に便利な支払い手段として認知されていて、公正取引委員会からも文書が通達されている。

吉永　一番のネックは今までとやり方が違うから不安だという声が聞こえる点。より簡単に取り扱いを始められるように、なおかつセキュリティも十分保ちながら、追加開発を進めて欲しい。

上原　法律上はウェブでやるのが最適だと考えているが、今の商慣行を踏まえると紙を全廃するのは難しい。フアックスとウェブを併用されて、普段はウェブ上で活用されるが、ファックスも確認のために届いているなど、利用する取引先が多数あり、比較的スムーズにご理解頂けたと思っている